

10 景観形成基準 敷地の緑化措置・色彩について

●敷地の緑化措置【緑化面積の算定基準】（※都市緑地法に基づく）

- ・緑化面積は次に掲げるものの面積の合計とします。ただし、それぞれの面積が重複する場合はどちらか一方の面積を緑化面積とします。

緑化面積の算定基準

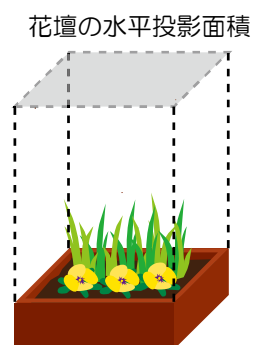
種類	定義	算定面積
①樹木	高木(高さ4m以上のもの)	13.8 m ² /本
	中木(高さ 2.5m～4m未満のもの)	8.0 m ² /本
	低木(高さ1m～2.5m未満のもの)	3.8 m ² /本
	低木(高さ1m未満のもの)	1.0 m ²
②生垣	公道に接する生垣の緑化面積	生垣の高さ×長さ
	公道以外に接する生垣の緑化面積	生垣の幅×長さ
③芝、その他地被植物	覆われている土地の面積	地表を覆った水平投影面積
	緑化ブロックや芝生保護材を用いた駐車場	水平投影面積
④花壇、プランター	維持管理が十分に行われているもの	水平投影面積
⑤屋上緑化	維持管理が十分に行われているもの	水平投影面積
⑥壁面緑化	ツル性植物等に覆われている壁面	水平延長×1.0m ただし、傾斜した壁面では水平投影面積
⑦その他	噴水、水流、池、滝、築山、灯籠、石組、飛石、日陰棚	水平投影面積
	透水性舗装	水平投影面積の10%

ただし、歴史街道軸、伝統的沿道景観形成重点地区、東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区においては、周辺の景観に調和した板塀、土塀等の立面積を緑地として計上することができる。

- ※ 1. 緑化率の審査時における小数点以下の取扱いについて
原則、小数点第 3 位を四捨五入する。ただし、小数点以下の扱いが、緑化率基準の適合に影響しない場合は、申請者からの計算方法を採用することとする。
例) 19.499% → 19.50%
2. 樹木の高さについて
緑化率の算定に必要となる樹木の高さについては、成長時ではなく植栽時の高さで審査する。
3. 緑化の重複部分について
樹木同士や樹木と芝生等が重なることで生じる緑化の重複部分については、緑化面積に含めない。

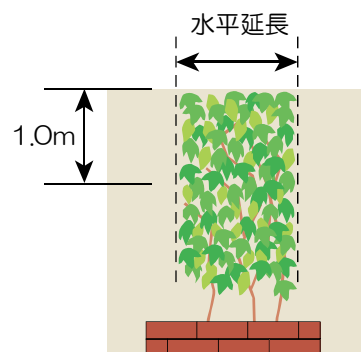
花壇、プランターの緑化面積

花壇、プランターの水平投影面積とします。



壁面の緑化面積

水平延長×1.0mとします。



I 建築物等に係る基準

●色彩

色彩とは、色相（色合い）、明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）の三要素を用いて表されます。

■ 色相

色合いを表し、10種類の色の赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、青紫（PB）、紫（P）、赤紫（RP）とその変化を表す0から10までの数字を組み合わせて表します。

■ 明度

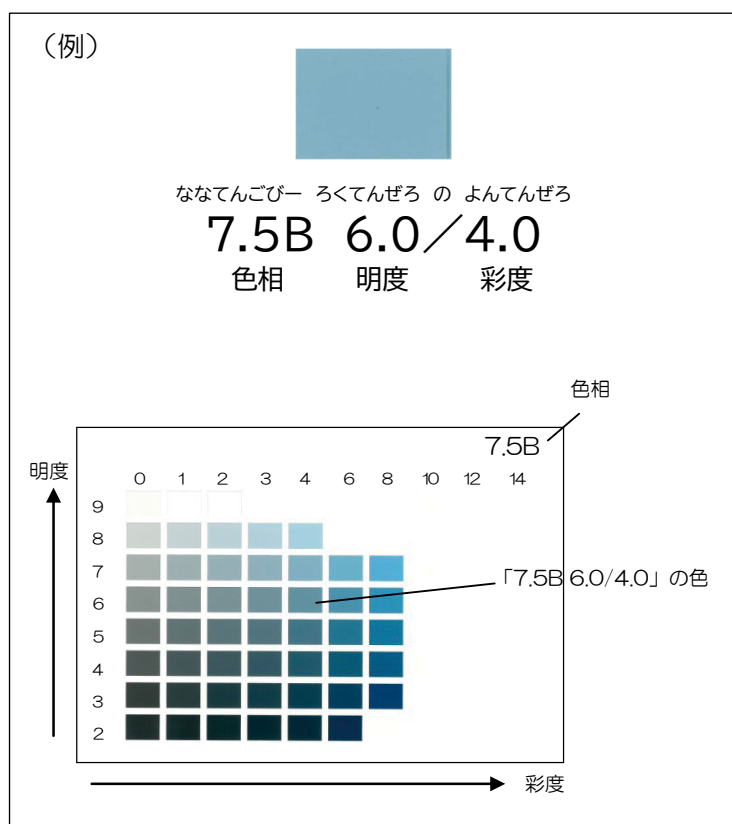
色の明るさを0から10までの数値で表し、明るい色は数値が大きく、暗い色は数値が小さくなります。なお、色味の無い無彩色は「N 4.5」のように「N（ニュートラル）」と明度を用いて表します。

■ 彩度

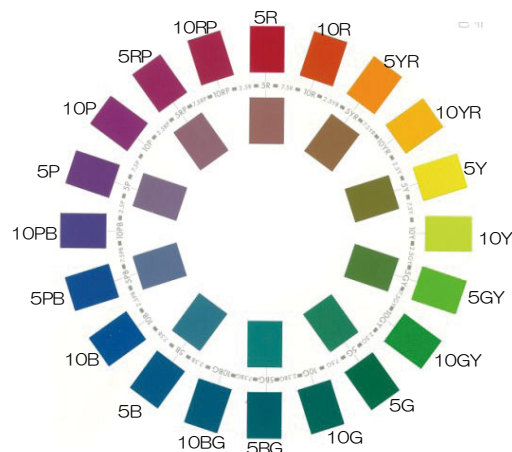
色の鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。

鮮やかな色は数値が大きくなります。

本ガイドラインでは、色彩を「マンセル表色系」により表現した各色彩は、色相、明度、彩度を並べた「マンセル記号」で表します。



マンセル色相環



I 建築物等に係る基準

琵琶湖岸景観形成重点地区の景観形成基準

①けげげしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和を図ること。

②外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。

色相	彩度	明度
	上限値	下限値
0.1R~1.0G	6以下	3以上
0.1BG~1.0RP	3以下	3以上
無彩色	—	3以上

※色彩については、マンセル表色系（JISZ8721）で表示。

※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。

※漆喰、ベンガラ等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。

③色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。

④周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。

⑤太陽光発電設備のパネルは、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。こと。（パネルの色に対してはマンセル表色系の基準は適用しない）

⑥太陽光発電設備を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光パネルおよび周辺景観と調和した色彩とすること。

⑦太陽光発電設備の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。

伝統的沿道景観形成重点地区の景観形成基準

①けげげしい色彩とせず、無彩色または茶系色等の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。

②外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。

※「琵琶湖岸景観形成重点地区」の②参照

③色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。

④周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。

⑤大規模建築物については、上空への圧迫感を軽減するため、3階以上の上層階の外壁には明度の明るい色（明度4以上）や彩度の低い色を用いること。

⑥太陽光発電設備のパネルは、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。こと。（パネルの色に対してはマンセル表色系の基準は適用しない）

⑦太陽光発電設備を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光パネルおよび周辺景観と調和した色彩とすること。

⑧太陽光発電設備の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。

I 建築物等に係る基準

東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区の景観形成基準

- ① けばけばしい色彩とせず、無彩色または茶系色等の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。
- ② 外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。

色相	彩度	明度	
	上限値	下限値	上限値
0.1 R～1.0 G	3以下	4以上	9未満
0.1 BG～1.0 RP	2以下	4以上	9未満
無彩色	—	3以上	9未満

※色彩については、マンセル表色系（JISZ8721）で表示。

※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。

※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。

※太陽光発電設備のパネルの色彩については、色彩基準を適用しない。

- ③ 色彩の性質を十分考慮するとともに、一つの建物に数多くの色を用いることを避け、落ち着いた雰囲気醸し出すよう色調を統一すること。
- ④ 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、周辺の色調および規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。
- ⑤ 屋上工作物の色彩は、建築物本体および周辺景観との調和が図れるものとする。
- ⑥ 大規模建築物については、上空への圧迫感を軽減するため、3階以上の上層階の外壁には明度の明るい色や彩度の低い色を用いること。
- ⑦ 勾配屋根は日本屋根を意識した黒又は灰色を基本とし、外壁等を含めた外観について自然素材の色を意識した落ち着いた色調とすること。
- ⑧ 店舗等のシャッターについては、建物との調和を図りながら、木戸等の自然素材の色を意識した色彩のものとなるよう配慮すること。
- ⑨ 太陽光発電設備のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。
- ⑩ 太陽光発電設備を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光パネルおよび周辺景観と調和した色彩とすること。
- ⑪ 太陽光発電設備を設置した場合に、付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。

田園ゾーン、丘陵部ゾーン、住宅地ゾーン、まちなかゾーンの景観形成基準

- ① けばけばしい色彩とせず、周辺景観との調和を図ること。
- ② 外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。
※「琵琶湖岸景観形成重点地区」の②参照
- ③ 建築物に落ち着きをもたせるため、色彩の性質を十分考慮すること。
- ④ 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、周辺の色調および規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。
- ⑤ 屋上工作物の色彩は、建築物本体および周辺景観との調和が図れるものとする。
- ⑥ 大規模建築物については、上空への圧迫感を軽減するため、3階以上の上層階の外壁には明度の明るい色（明度4以上）や彩度の低い色を用いること。
- ⑦ 太陽光発電設備のパネルは、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。（パネルの色に対してはマンセル表色系の基準は適用しない）
- ⑧ 太陽光発電設備を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光パネルおよび周辺景観と調和した色彩とすること。
- ⑨ 太陽光発電設備の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。

I 建築物等に係る基準

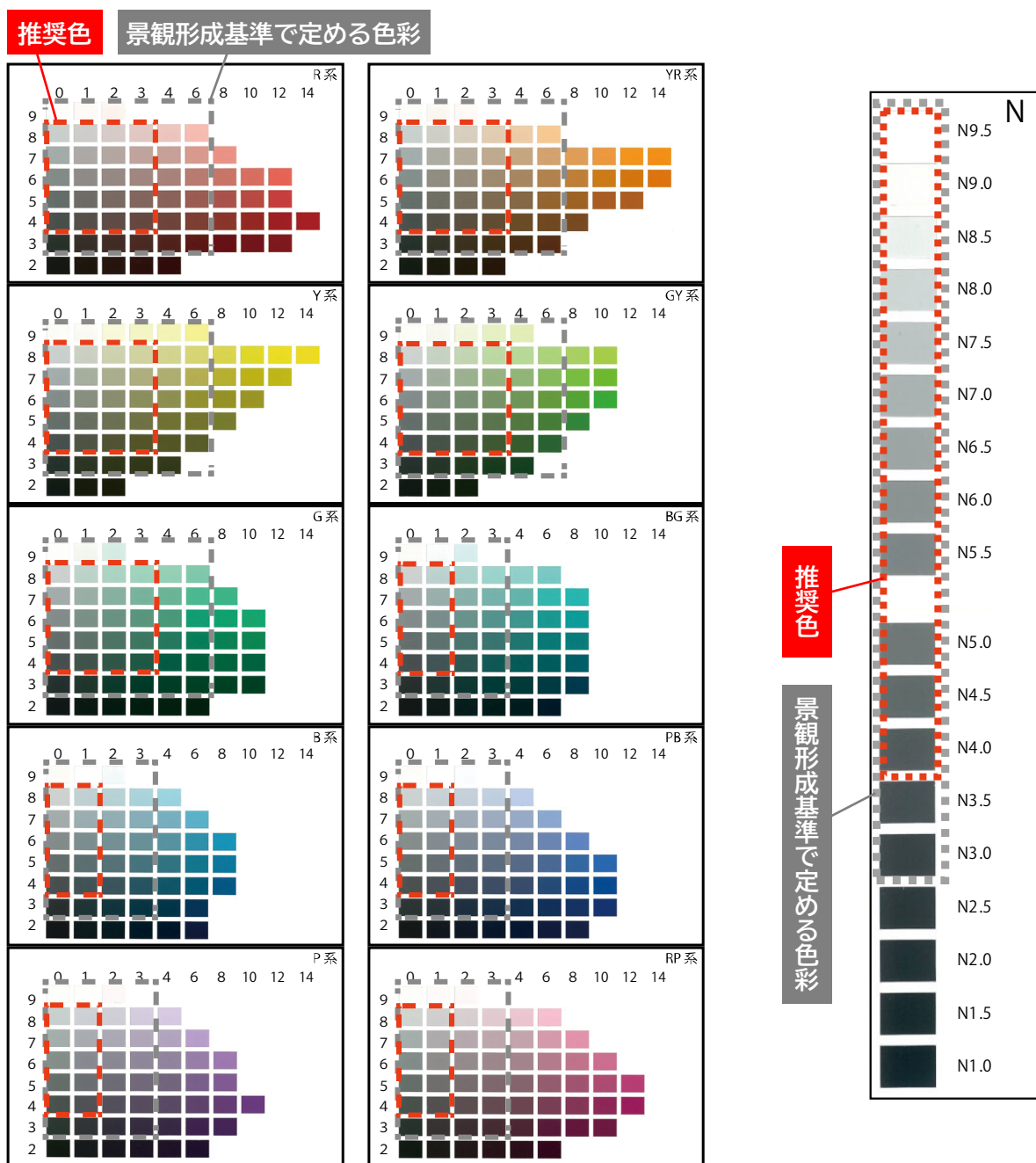
○ けばけばしい色彩とせず、周辺景観との調和を図る。

- けばけばしい色彩は、違和感を与え、浮き出してしまう恐れがあるため、これを避けましょう。
- 「けばけばしい色彩」とは、彩度や明度が極端に高い色等、派手な印象のある色彩をさします。

○ 外観および屋根の色彩について彩度の上限値、明度の下限値を守る。

- 基準では、色彩について、彩度の上限値、明度の下限値を定めています。
- 外観の色彩には推奨値を設定しています。
- 強調色として認める範囲は、5%程度までとします。
- 屋根の色彩は、彩度の上限値のみ適用することとします。
- 屋根には日本瓦の黒、グレー、茶等を採用することを推奨します。

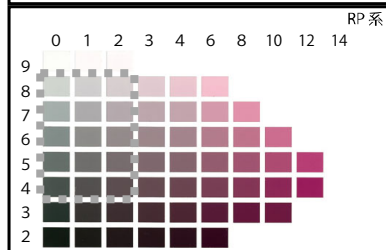
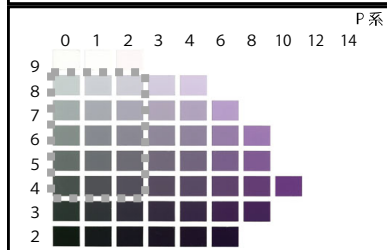
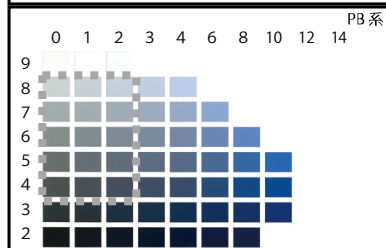
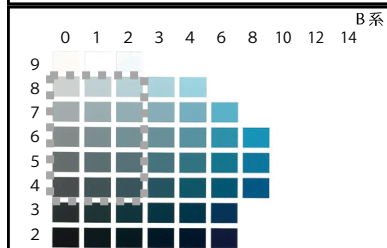
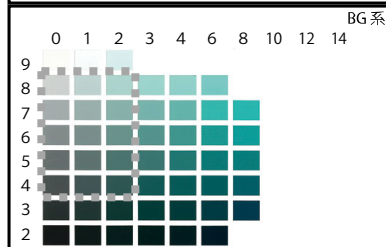
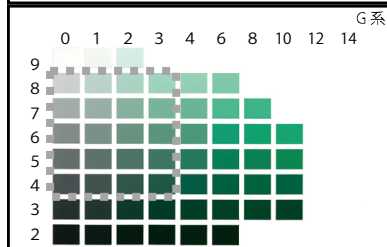
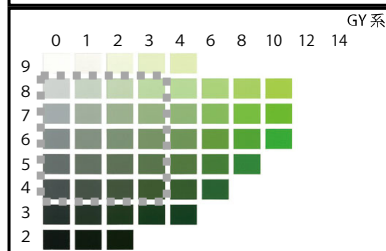
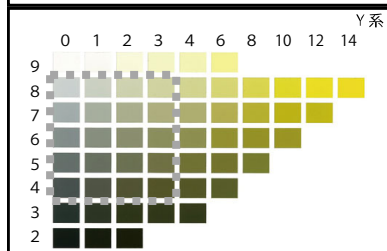
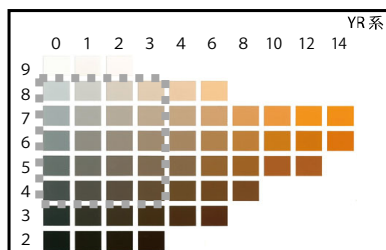
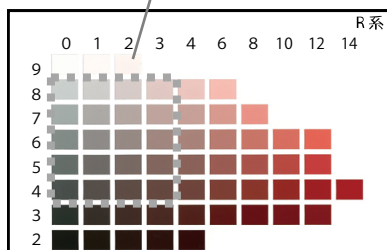
■ 琵琶湖岸景観形成重点地区・伝統的沿道景観形成重点地区の基準



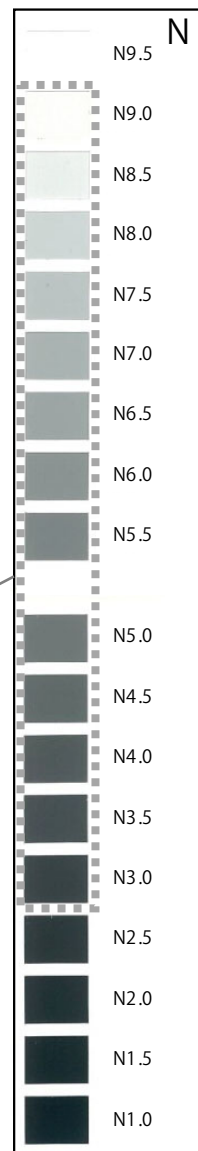
I 建築物等に係る基準

■東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区の基準

景観形成基準で定める色彩



景観形成基準で定める色彩

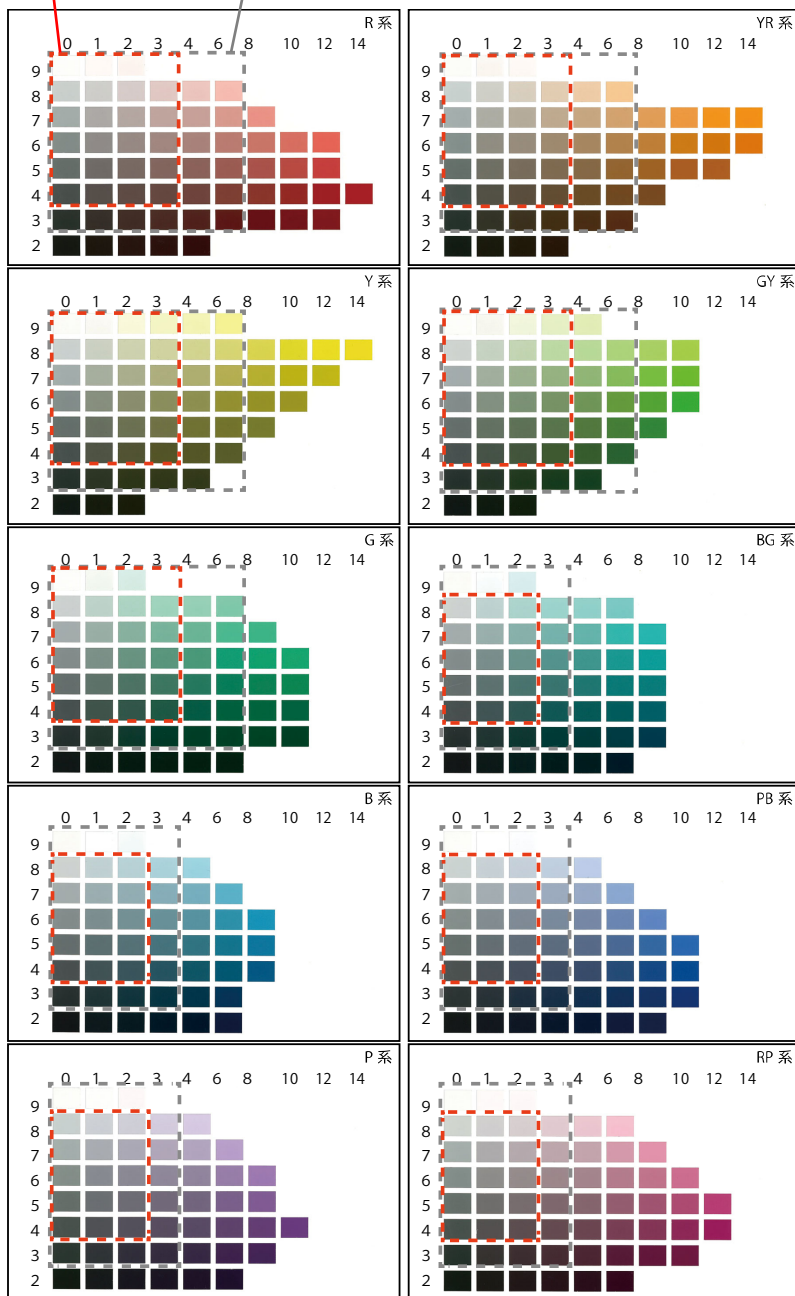


I 建築物等に係る基準

■田園ゾーン、丘陵部ゾーン、住宅地ゾーン、まちなかゾーンの基準

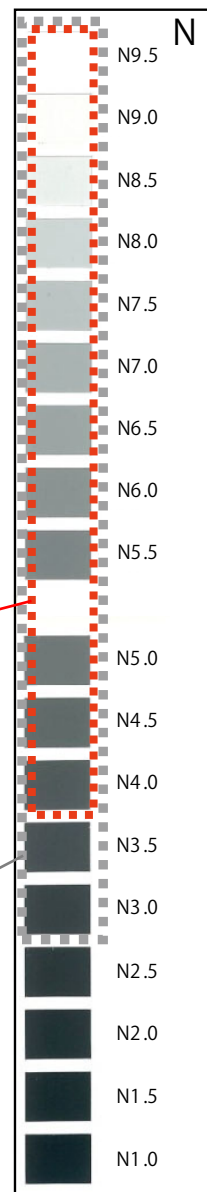
推奨色

景観形成基準で定める色彩



推奨色

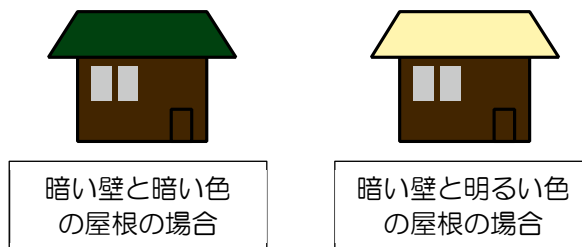
景観形成基準で定める色彩



I 建築物等に係る基準

○ 建築物に落ち着きをもたせるため、色彩の性質を十分考慮する。

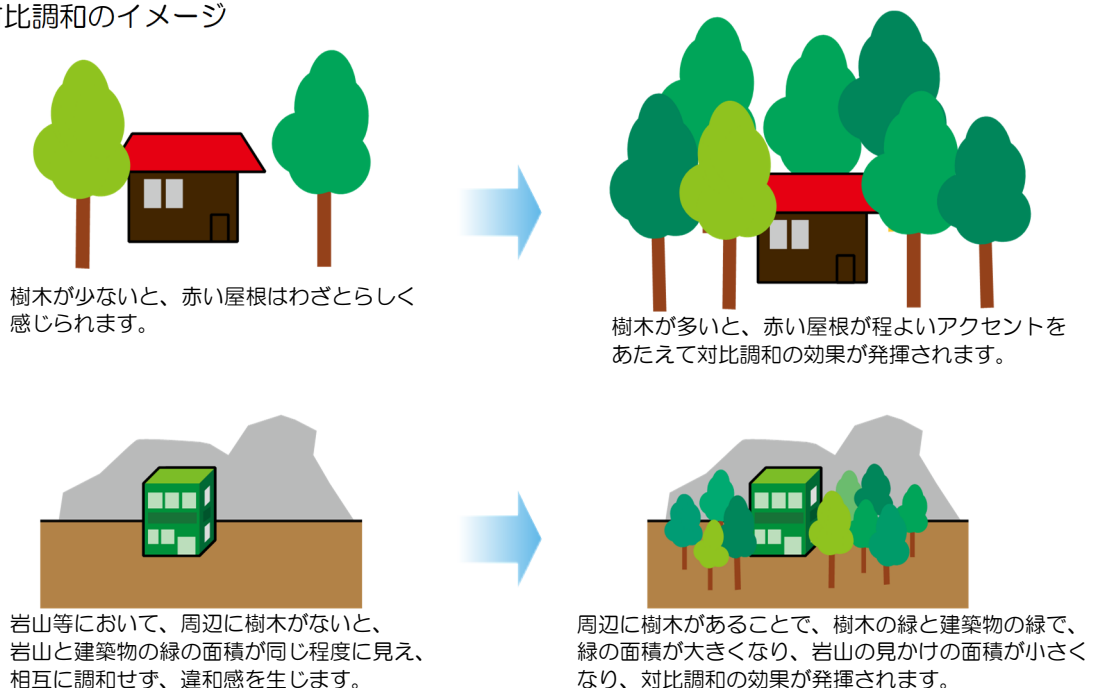
- ・ 建築物の外観の色を検討するときには、面積や組み合わせを変えることで、印象が大きく変わることを考慮する必要があります。
- ・ 色彩計画を行う場合、これらの性質を十分把握し、まとまりと落ち着きが出るよう、色の組み合わせを考える必要があります。
- ・ 特に複数の色を使用する場合は、屋根と外壁のバランスや組み合わせについてよく検討することが必要です。
- ・ 例えば、屋根に明るい色を、外壁に暗い色を使用した場合には、浮ついた印象を与えることがあります。
- ・ 建築物相互においても、背後の明色の大きな建築物、その前の暗色の小さな建築物があるような場合は、小さな建築物は、より小さく圧迫された印象を受けることがあるため、建築物の各部分の配色のみならず、周辺の全体的な色彩とのバランスも考慮することが望ましいと考えられます。
- ・ また、色彩には、面積が大きくなると実際の色より明度、彩度が高く見えることがあることにも留意が必要です。



○ 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮する。

- ・ 「対比調和」は、周辺の色彩と色相、トーン等の差を大きくすることで、強調した印象を与えることができます。
- ・ 「対比調和」では、色彩の面積に配慮する必要があります。大きな面積と小さな面積の関係を色の対比として組み合わせるようにしましょう。

対比調和のイメージ



I 建築物等に係る基準

○ 屋上工作物の色彩は、建築物本体および周辺景観との調和が図れるものとする。

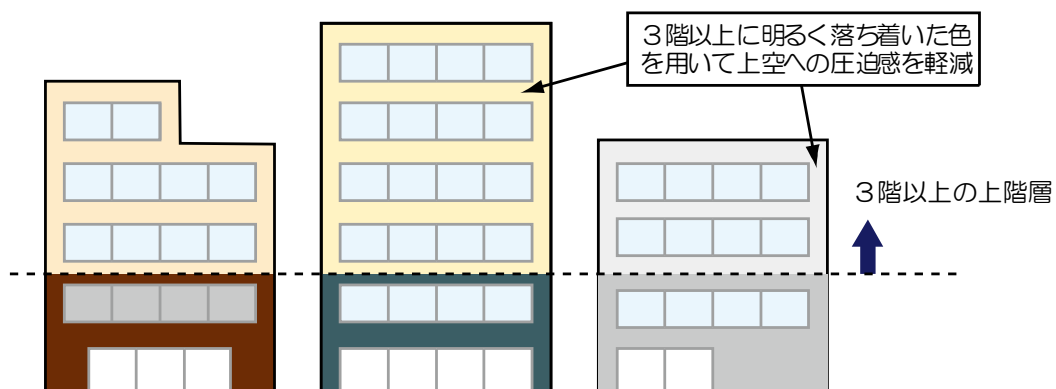
- ・ 建築物本体や周辺景観に配慮するため、屋上工作物には落ち着いた色彩を用いましょう。



屋上工作物に落ち着いた色彩の「目隠し」を設けている例。

○ 大規模建築物については、上空への圧迫感を軽減するため、3階以上の上層階の外壁には明度の明るい色(明度4以上)や彩度の低い色を用いる。

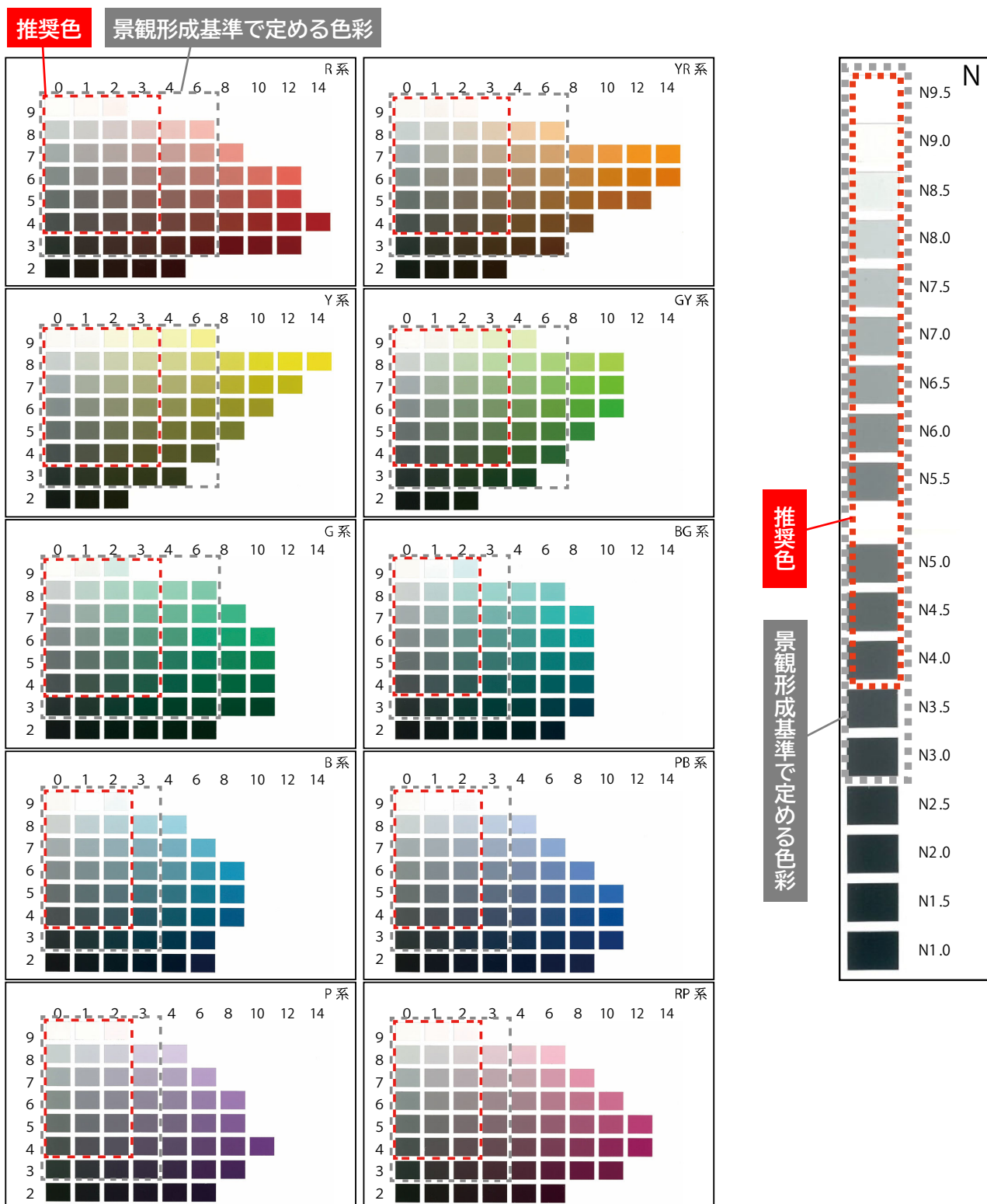
- ・ 大規模建築物の上層階（3階以上）には明度 4 以上の明るい色を用いるほか、低層部より彩度の低い色を用いる等、落ち着いた色にしましょう。



I 建築物等に係る基準

■ 3階以上の上層階の外壁に用いる色彩の基準（推奨色の例）

色相	3階以上の上層階の外壁に用いる色彩 (推奨色)		景観形成基準で定める色彩	
	明度	彩度	明度	彩度
	下限値	上限値	下限値	上限値
0.1R~0G	4以上	3以下	3以上	6以下
0.1BG~10RP	4以上	2以下	3以上	3以下
無彩色	4以上	—	3以上	—



～大規模な集合住宅等における色彩の工夫例～

●建築物の規模に合わせた配色

- ・横の分節化により長大な印象を低減させる。



- ・縦の分節化により突出感を低減させる。



●建築物の形態や部位に合わせた配色

- ・建築物の基壇部と高層部、機能に応じた外観の凹凸、外壁とバルコニー等で色を使い分ける。



(色彩を使い分ける際の面積の目安)

- ・色彩を使い分ける場合、基調色、副基調色、強調色の面積がそれぞれ 70%、25%、5%程度の比率とすることで配色のバランスをとる。

分類	内容	面積
基調色	最も大きな面積を占めます。 基調色の色がまちなみに大きく影響します。	70%
副基調色	基調色と強調色の間を調和させます。 基調色を引き立て、安定させます。	25%
強調色	小さな面積に用いて全体を引き締めます。 強調色を用いることで、単調な配色に変化や動きを与えることができます。	5%

●建築物の外観全体や周辺まちなみと調和を図る

- ・ひとつの建築物に必要な以上の色彩を用いず、各部の色彩を同色相でそろえる。
- ・建築物本体と、それに付帯する広告物や前面舗装、設備機器類等の色彩に共通性をもたせる。
- ・周辺の建築物等と色相や色調をそろえる等、まちなみに調和させる。

